

限度額適用認定証及び標準負担額減額認定証について

70歳未満の患者さまへ

入院されたときの医療費について、窓口でのお支払が月単位で一定の限度額にとどめられます。 但し、事前に加入されている医療保険の保険者への申請が必要です。（食事代は医療費には含まれません。）

自己負担限度額

- A（上位所得者）⇒ 150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%
- B（一般）⇒ 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
- C（低所得者）⇒ 35,400円

70歳以上の患者さまへ

医療費の一部負担や給食費について、下記の(1) (2) に該当する方は加入されている医療保険の保険者へ申請すると、減額などの手続きができます。

(1) 市町村民税非課税世態の方等

区分Ⅱ	一部負担金	44,400円(一般)	⇒	24,600円
	給食費1食につき	260円(一般)	⇒	210円

※過去1年間の入院日数が通算で90日を超えている場合（長期）
給食費1食につき 260円 ⇒ 160円
（一部負担金は変わりません。）

(2) (1) のうち、所得が一定の基準に満たない方等

区分Ⅰ	一部負担金	44,400円(一般)	⇒	15,000円
	給食費1食につき	260円(一般)	⇒	100円

手続きは保険証によって違いますので

ご不明な点は、当院事務担当者へお問い合わせください。